

## 選挙規定

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 一般社団法人福島県理学療法士会（以下本会とする）の定款第16条1項～4項に基づき、役員を選出に関する事項をこの規程に定める。

### 第2章 選挙管理委員会

#### (選挙管理委員会)

第2条 定款細則に基づき、選挙管理委員会を置き、役員選挙に係る職務にあたる。

- 2 選挙管理委員会は、当該選挙に伴う一切の責任を負う。
- 3 選挙管理委員会は、選挙管理委員長1名および選挙管理委員4名をもって構成する。
- 4 選挙管理委員長は、選挙管理委員の中から互選により1名を選出する。
- 5 選挙管理委員長は、選挙管理委員の中から副選挙管理委員長1名を任命する。
- 6 選挙管理委員長は、選挙管理委員会を統轄する。
- 7 副選挙管理委員長は、選挙管理委員長に事故あるとき、その役務を代行する。
- 8 選挙管理委員が、当該選挙に立候補する場合には選挙管理委員を辞任しなければならない。
- 9 公益社団法人日本理学療法士協会（以下協会とする）の選挙規定に定める選挙管理委員を兼任するものとし、協会の選挙については、協会の規定に則って職務にあたる。

#### (選挙管理委員の選任ならびに委嘱)

第3条 選挙管理委員は理事会において正会員の中から選任し、委嘱は、会長が行う。

#### (任期)

第4条 選挙管理委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 選挙管理委員に欠員が生じたときは、会員の中から後任者を決定する。この場合の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (選挙事務)

第5条 選挙管理委員長は、選挙事務担当者を事務局職員および正会員の中から若干名を選出し、委嘱することができる。

2 選挙事務担当者の任期は、告示日から当選証書交付の日までとする。

#### (職務)

第6条 選挙の実施に関する下記の項目については、選挙管理委員会が選挙実施要綱としてこれを定め、理事会の承認を得たのち、正会員あてその内容を周知する。

- (1) 選挙人について
- (2) 選挙の告示について
- (3) 立候補の受付について
- (4) 立候補一覧、選挙方法の送付について

- (5) 投票について
- (6) 開票について
- (7) その他、選挙の実施に関し必要な事項

### 第3章 選挙の告示及び選挙人・被選挙人

#### (選挙の告示と日程)

第7条 選挙管理委員会は理事会の決定を受けて選挙すべき役員の定員を告示し、立候補を受けつけ、以下を参考に日程を決定する。

- (1) 告示日は、投票締切りの日から7週（49日）以前とする。
- (2) 立候補受付開始日は、告示日から1週（7日）以上経過した日とする。
- (3) 立候補受付締切日は、告示日から2週（14日）以上経過した日とし、投票締切りの日から5週（35日）前の選挙管理委員会が定めた期限とする。
- (4) 投票受付開始日および投票に要する情報の発送日は、投票締切りの日から2週（14日）以上前とする。
- (5) 投票締切りは、投票締切りの日の選挙管理委員会が定めた期限とする。

#### (選挙人)

第8条 選挙人は、任期満了の前年12月1日の時点において正会員として登録されている者とする。

2 選挙人名簿は、選挙告示日時点の正会員名簿により、選挙管理委員会が作成する。

#### (被選挙人)

第9条 被選挙人は、選挙の告示日の時点において正会員として登録されている者とする。

2 立候補の届出は、当該選挙ごとに選挙管理委員会が定める選挙要綱に従って届け出なければならない。

#### (立候補、推薦の要件)

第10条 役員の立候補は、正会員の自由意思ででき、もしくは推薦により立候補できる。

2 推薦による立候補の場合、5名以上の正会員による推薦人を必要とし、被推薦人の同意を得て推薦人の代表者が第9条2項の規定により届け出るものとする。

3 候補者は他の候補者を推薦してはならない。

4 候補者が定数に満たない時は、立候補締切りの日より3週（21日）以内に理事会において候補者を推薦する。その際、前2、3項の規定は適用しない。

### 第4章 開票・異議申立・当選証書

#### (立会人)

第11条 開票に際しては、立会人を2名以上置かなければならない。

2 立会人は、正会員の中から、選挙管理委員長が選任して委嘱する。

3 選挙管理委員長は投票締切り後、立会人の立会いのもとに開票する。

#### (選出の方法)

第12条 役員の選出は以下の各号による。

- (1) 投票は文書による単記投票とする

- (2) 当選は有効投票数のうち上位得票順とする。
- (3) 得票が同数の場合は抽選により当選者を決める。
- (4) 候補者が定員あるいは定員に満たない時は、無投票当選とする。

(次点者の繰り上げ)

第13条 当選者が当選の日から任期開始後60日までの間に死亡、退会、若しくは正当の事由で辞任、又は辞退したときは、当該選挙における次の得票者を繰り上げ当選者とする。

(選挙結果の公表)

第14条 選挙結果については、選挙管理委員会が速やかに公表する。

(異議申立)

第15条 選挙の効力に対し、不服がある選挙人または候補者は、文書をもって選挙管理委員会に異議を申し立てることができる。

2 異議申し立ての受け付けは、開票結果発表日から1週(7日)以内とする。

(当選証書の発行)

第16条 選挙管理委員長は、異議申し立て期間終了後速やかに当選証書を発行する。

## 第5章 雑則

(選挙広報)

第19条 選挙管理委員会は、候補者名、立候補の趣旨、経歴等の広報を、本会のホームページ、文書等により行う。

2 立候補者は、前項のほかに公序良俗に反する運動等を行い、または関わってはならない。

3 選挙管理委員会は、前項に抵触すると思われる運動等を確認したときは、当該候補者または候補者全員に対して必要な注意・指導等を行う。

(改廃)

第20条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

## 附則

1 この規定は、平成25年2月1日より施行する。